

第19回玉村町農業委員会議事録

1、開催日時 平成27年12月25日 午後2時30分～午後3時30分

2、開催場所 4階 全協室

3、出席委員（14人）

会長	5番 内田 昌明
会長職務代理者	14番 阿佐美 安徳
委員	1番 石原 輝雄
	2番 斎藤 清
	3番 宮沢 福夫
	4番 福島 勝繁
	6番 町田 まさ江
	7番 重田 俊一
	8番 武士 千雅子
	9番 清水 和男
	10番 富田 孝行
	12番 山口 久雄
13番 原 一仁	
15番 根岸 昇	

4、欠席委員（1人） 11番 松浦 好一

5、議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請（県処分）について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請（県処分）について

議案第4号 現況証明願について

第4 報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理状況
について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について

6、その他

・その他

7、農業委員会事務局職員

事務局長 大谷 義久
事務局 斎藤 博

8、会議の概要

議長 ただ今から第19回総会を開会いたします。
本日は、出席委員は14名ですので総会は成立しております。
それでは、玉村町農業委員会会議規則第14条第1項に規定する
議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議
ありませんか。

(異議なし)

それでは、12番 山口委員・13番 原委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には事務局職員の斎藤氏を指名いたします。

それでは、議事に入ります。
議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」及び関連して、議
案第3号の番号5受付番号 32700154について事務局より説明をお願いいたしま
す。

事務局 【議案第1号 番号1 受付番号 42700153 と議案第3号 番号5 受付番号
32700154について、議案書と詳細を朗読、説明。】

議長 それでは、この件に関しまして、審議を行います。農振部会で現地調査を行つ
ておりますので、部長より報告をお願いします。

部長 この件につきまして、部会で協議しましたが、申請書に周辺農地には被害を及ぼさないとあるが、利用計画図における日影曲線が春分、秋分を基準に算出しています。北側農地は冬野菜も栽培しているわけで、秋分は9月20日前後、春分は3月20日前後、この間は日照に影響があるわけですから、許可条件として、冬至まで影響が出ないようにしてもらわないといけない、ということと、貸し人については、第3種農地も所有していますから、第3種農地での設置を検討していただくことを条件として付することを意見として提出すると決まりました。

議長 ありがとうございました。それでは、質疑に入りたいと思います。42700153と42700154について、ご意見、ご質問のある方の挙手を求めます。

(なしの声)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。許可条件として、冬至まで日照の影響が出ないようすることと、第3種農地での設置を検討していただくことを条件として付して、受付番号42700153は県許可が下りれば許可、42700154について許可相当と決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで、受付番号42700153は、42700154の許可と同時に許可、42700154は条件付きで許可相当と決定いたします。

議長 続いて、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案第2号 番号1 受付番号42700151、番号2 受付番号42700158について、議案書と詳細を朗読、説明。】

議長 番号1、42700151について審議を行います。この件に関しましても、農振部会が現地調査を行っておりますので、部長より報告をお願いします。

部長 本申請につきましては、太陽光発電施設とのことですが、事務局から説明がありましたように、付近は宅地化しておりますが、北側の畠では白菜を栽培しておりました。しかし、道路があり営農には問題はないということで、部会としては許可相当と判断しました。

議長 ありがとうございました。それでは、質疑に入りたいと思います。42700151

について、ご意見、ご質問のある方の挙手を求めます。

(なしの声)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。受付番号 42700151 について原案のとおり許可相当と決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで、受付番号 42700151 は原案のとおり許可相当と決定いたします。

議長 続きまして、番号 2、42700158 について審議を行います。この件に関しましても、農振部会が現地調査を行っておりますので、部長より報告をお願いします。

部長 本申請につきましても太陽光発電施設のことですが、事務局から説明がありましたように、付近は宅地化しており、北側は道路となっているので問題はないということで、部会としては許可相当と判断しました。

議長 ありがとうございました。それでは、質疑に入りたいと思います。42700158 について、ご意見、ご質問のある方の挙手を求めます。

(なしの声)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。受付番号 42700158 について原案のとおり許可相当と決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで、受付番号 42700158 は原案のとおり許可相当と決定いたします。

議長 続いて、議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請について番号 1 について、事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案第 3 号 番号 1 受付番号 42700156 について、議案書と詳細を朗読、説明】

議長 番号1、42700156の審議を行います。この件に関して、農振部会が現地調査を行っておりますので、部長より報告をお願いします。

部長 番号1について、周りは全て宅地であり、孫の分家住宅ということですので、部会としては問題ないということで、許可相当と判断しました。

議長 ありがとうございました。それでは、質疑に入りたいと思います。42700156について、ご意見、ご質問のある方の挙手を求めます。

(なしの声)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。受付番号42700156について原案のとおり許可相当と決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで、受付番号42700156は原案のとおり許可相当と決定いたします。

議長 続いて、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について貸し人が同じ人ですので、番号2から4まで、事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案第3号 番号2 受付番号42700159、番号3 受付番号42700160、番号4 受付番号42700161について、議案書と詳細を朗読、説明】

議長 番号2・3・4、42700159・42700160・42700161の審議を行います。この件に関して、農振部会が現地調査を行っておりますので、部長より報告をお願いします。

部長 この3件についても付近は先ほどと同じ状況であり、2筆の農地を4筆に分筆して同じく太陽光発電施設とする申請でありますので、部会としては問題ないということで、許可相当と判断しました。

議長 ありがとうございました。それでは、質疑に入りたいと思います。42700159・42700160・42700161について、ご意見、ご質問のある方の挙手を求めます。

(なしの声)

議長

よろしいですか。それでは採決いたします。受付番号 42700159・42700160・42700161について原案のとおり許可相当と決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ということで、受付番号 42700159・42700160・42700161 は原案のとおり許可相当と決定いたします。

議長

続いて議案第4号現況証明願について説明をお願いします。

事務局

【議案第4号現況証明願について、議案書と詳細を朗読、説明。】

議長

これについては、昔の話なのでわからないから農業委員会での判断という事ですが、農振部会が現地調査を行っておりますので、部長より報告をお願いします。

部長

現地はしばらく空き家となっているような状態で、申請地には昭和25年建築という土塀の物置が建っていますが、壁は崩れています。近所の話では、物置を建てる前は、家庭菜園くらいの作物は栽培していたかもしれないとのことでしたが、主には庭として利用していたとのことですので、現況証明を交付しても構わないと判断しました。

議長

続きまして、聞き取り調査をしていただいた、地元委員の委員に発言をお願いいたします。

委員

部長も申されたとおり、近所の高齢者に聞きましたが、庭となっていたが、多少作物も栽培していたかもしれない。まあ、家庭菜園程度かねという話でした。

議長

議案第4号について、質疑に入りたいと思います。ご意見、ご質問のある方の挙手を求めます。

(なしの声)

議長

それでは、議案第4号について、宅地であることの証明をすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長 議案第4号について、宅地として現況証明することに決定しました。

議長 次第4の議事については、終了といたします。

議長 次に次第5の報告事項に移ります。報告事項について事務局より報告をお願いします。

事務局 【報告事項第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理状況について報告事項番号1と番号2と番号3と番号4を朗読、説明】

【報告事項第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について報告事項番号1から番号7を朗読、説明】

議長 これらの件について一括して、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議長 報告事項を終了といたします。

議長 次に次第6その他につきまして、事務局よりお願ひいたします。

事務局 【その他について説明】

議長 以上で、本日の議題は全て終了いたしましたので、委員会を閉会といたします。

以上の通り、会議の内容を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長

議事録署名人

議事録署名人